

立川市農業委員会委員及び

立川市農地利用最適化推進委員の公募要領

都市化が進む中、立川市には多くの農地が広がり、都内有数の農業地域として営まれてきました。そこには 180ha 以上の生産緑地があり、その多くは令和4年に制定された特定生産緑地として保全されています。

また、生産地と消費地が隣接した立川市は、都市農業として典型的な農業経営となっており、地域社会との調和も重要と考えております。

一方、後継者がいない農業者も多く、今後相続のたびに、生産緑地の買取申出などの手続きが進み、行為制限の解除・農地転用となる可能性が高い状況です。

このため、農業の振興や農地の保全のために、農業委員会には農地利用の最適化を推進することに加え、農地の貸借を始めとした様々な農地に係る制度の運用及び周知を進め、都市農業・農地の存続につなげる、重要な役割と責務が期待されています。

なお、農業委員会等に関する法律第8条第1項第7号において、「年齢、性別等に著しい偏りが生じないよう配慮しなければならない」とされていることから、評価委員会に対し青年や女性の登用に配慮するよう求めております。

については、農地利用の最適化を始めとした農業委員会活動を担う立川市農業委員会の農業委員・農地利用最適化推進委員を以下のとおり募集します。

1. 農業委員と農地利用最適化推進委員の推薦・応募

- ・募集方法 ······ 推薦及び応募、所定の様式を窓口に持参するか郵送（用紙は1月30日（金）から配布。立川市ホームページからダウンロードするか、農業委員会窓口で請求してください）（「7. 推薦・応募用紙」参照）
- ・募集期間 ······ 令和8年2月2日（月）から3月13日（金）
土曜日・日曜日・祝日等市役所の閉庁日を除く
- ・受付時間 ······ 午前8時30分から午後5時15分
- ・受付場所 ······ 立川市農業委員会事務局 2階 57番窓口
(直接、持参するか郵送【必着】、ファックス・電子メールは不可)

- ・その他・・・・・農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募することはできますが、兼任はできません。
また、応募等の状況は、募集期間の途中及び終了後、候補者氏名、年齢、性別、職業、認定農業者の該当の有無について公表いたします。
応募等された者は、立川市農業委員会委員及び立川市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会で評価を行い、結果は文書で通知いたします。
(各委員への選任は、農業委員は市議会の同意を得た後認定に、農地利用最適化推進委員の委嘱は、新たに選任された農業委員によって決定されます。)

2. 募集対象者

農業委員候補者

- ・農業に関する専門的知識があり農地等の利用の最適化の推進(①担い手への農地集積・集約化、②遊休農地の発生の防止・解消の促進、③新規参入の促進による農地等の効率化及び高度化の促進を行うこと)に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

農地利用最適化推進委員候補者

- ・農地等の利用の最適化の推進に熱意と知識のある者

年齢要件

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員について、いずれも 20 歳以上の者

次のいずれかに該当する者は、農業委員及び農地利用最適化推進委員になることはできません。

- ・破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

3. 定数

- ・農業委員 14 名
- ・農地利用最適化推進委員 3 名

4. 報酬等

- ・いずれも地方自治法第203条の2に規定する特別職の非常勤職員で、「立川市非常勤職員給与等支給条例」に基づき、報酬等を支給
- ・農業委員 月額 49,300円（令和8年2月2日時点）
- ・農地利用最適化推進委員 月額 49,300円（令和8年2月2日時点）

5. 農業委員会の主な役割及び業務

主な役割

- ・農地の権利移動や権利設定など利用関係の調整に関する事項、農地等の利用の最適化の推進
- ・租税特別措置法に基づく、相続税納税猶予・贈与税納税猶予適格者の認定及び要件が継続していることの認定
- ・生産緑地法に基づく、買取申出の際の主たる従事者の認定
- ・委員の日常活動において、担当地区の農業者・農地の状況把握、意見集約

主な業務

- ・農地の権利移動や権利設定などに係る現地調査
- ・租税特別措置法に基づく、相続税納税猶予・贈与税納税猶予適格者の認定及び要件が継続していることの認定に係る現地調査
- ・生産緑地法に基づく、買取申出の際の主たる従事者の認定に係る現地調査
- ・毎月1回開催する総会及び全員協議会に参加し、決定に関与
- ・肥培管理基準に基づく、農地の状況の確認及び管理不十分な農地所有者及び借受者への指導
- ・農業委員会業務に係る各種研修の参加や「年間計画」の策定などの参画
- ・「たちかわ農業だより」等の広報物を通じた、農業者及び市民へ立川農業の周知

中立委員の主な業務

- ・広報担当として、農地の現状・貸借等の取材。年2回発行する「たちかわ農業だより」の編集。ホームページ用の広報記事の作成
- ・農地パトロール・総会に向けた現地調査
- ・農業分野以外の視点から、委員会に対し公平・公正な意見具申を行うこと

※ 担当地区：市内を次のとおり16区域に分け、各区域に一人ずつ、地区担当を配置する。ただし、農業従事者以外の委員については、中立委員とし、担当外とする。委員が任命等されなかった地区については、隣接の地区担当が兼務する等、農業委員会で決定する。

農業委員・農地利用最適化推進委員担当地区

1	中里	2	殿ヶ谷	3	宮沢	4	一番西
5	一番東	6	二番	7	三番	8	四番
9	五番	10	六番	11	七番	12	八番
13	九番	14	十番	15	南砂川	16	南部

6. 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで（3年間）

7. 推薦・応募用紙

・農業委員用

候補者推薦書農業者推薦（第1号様式）、記載例

候補者推薦書団体推薦（第2号様式）、記載例

候補者応募（第3号様式）、記載例

・農地利用最適化推進委員用

候補者推薦書農業者推薦（第1号様式）、記載例

候補者推薦書団体推薦（第2号様式）、記載例

候補者応募（第3号様式）、記載例

附 則

この要領は、令和8年1月5日から施行する。

※1 各用紙共通事項説明

○「認定農業者等の該当状況」欄 「2 認定農業者に準ずる者」について
は、以下を参考に該当事項に○を付けて下さい。

イ 認定農業者等であつた者

ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定
農業者の親族

ハ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十四
条の五第一項に規定する認定就農者をいう。ニ及び第十条第一号において同じ。）
である個人

- ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）
- ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項第一号ハに規定する組織の役員
- ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者
- ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であって、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者の業務を執行する役員又は使用人
- チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
- リ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第六条第一項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（ヌ及び第十条第二号において「基本構想水準到達者」という。）である個人
- ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人

※2 その他のFAQ（よくあるご質問と答え）

（Q1）記載例をみると全て「職業欄」は「農業」となっていますが、農業者で無いと農業委員や農地利用最適化推進委員にはなれないですか。また、適任者を推薦することもできないですか。

（A1）農業者は、一般に農業や農業委員会の取り扱っている業務に慣れているところから、そのように表記しましたが、農業委員も農地利用最適化推進委員にも「農業に対する見識が豊富で適切に農業委員会の職務を遂行できる者で」であれば、職業に関係なく就くことが可能です。

また、農業者推薦の場合の推薦者は、「農業者3人」とルール化しました。また、農業者でなくても自ら応募することができます。

（Q2）農業委員も担当地区を持つのですか。農地利用最適化推進委員を設置する農業委員会は、農業委員は、現場を持たず、委員会で議決に加わればいいと聞いたことがあります。

（A2）本市は、農地利用最適化推進委員を設置しなければならない団体ですが、定員の上限が管内の農地面積により3人に限定されているため、農地利用最適化推進委員の本来の役割（農地の集積化、遊休農地の防止など）を十分に処理することが困難と考えられます。当面は、農業委員

も農地利用最適化推進委員も法律でできないとされている事項（農地利用最適化推進委員は、委員会での議決に加わることができません。）を除き、地区を受け持っていたらしくことにしました。ただし、農業従事者以外の農業委員については、担当地区を受け持たない中立委員として、活動いただきます。

（この公募要領「5. 農業委員会の主な役割及び業務」参照）

（Q3）農業委員等の評価・任命等はどのように行うのですか。

（A3）基本的な選定の流れは下記のとおりです。受付された推薦書及び申請書は「立川市農業委員会委員及び立川市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会」にて評価基準に基づき、評価が行われます。

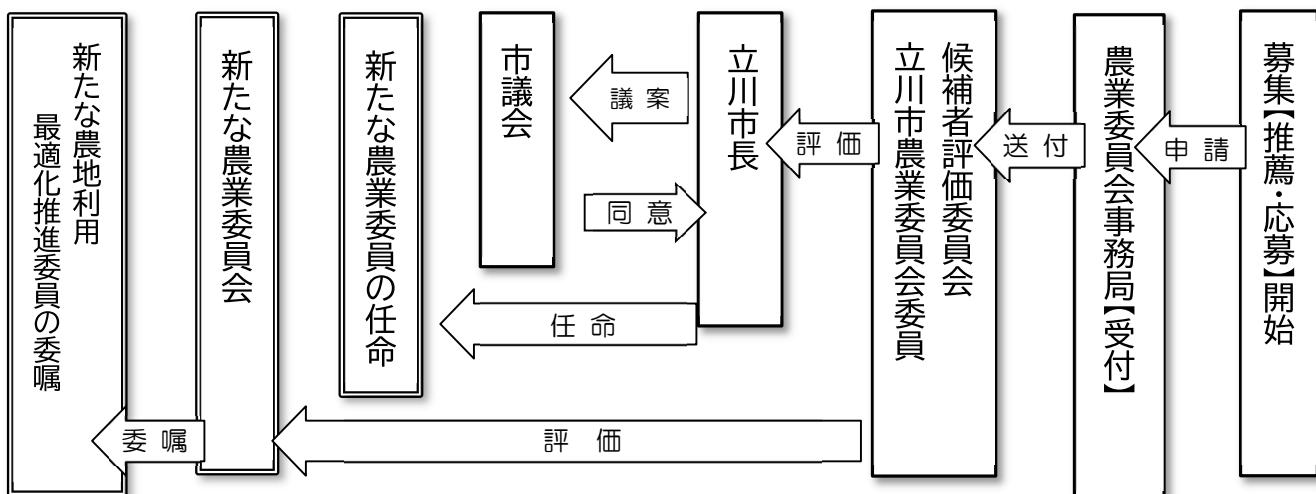
農業委員の選定は、評価意見を市長に送付し、議会同意を経て任命されます。農地利用最適化推進委員の選定は、新たな農業委員会に評価意見を報告し、農業委員会総会の議決を経て委嘱されます。

【選任までの流れ】

公募から「候補者評価委員会」までは共通。

- ① 農業委員は評価意見を市長に送付。市長は議会の同意を得て任命。
- ② 農地利用最適化推進委員は農業委員会に評価意見を送付。

農業委員会の総会で議決して委嘱。



ほかにご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

立川市農業委員会事務局
042-523-2111（内）2654